第１１回柳川市都市計画審議会議事録

日　　　時		平成３０年４月１８日　(水)　　１５：０５～１６：１８
場　　　所		柳川市民会館　第２会議室
出席者	委　員	吉武哲信委員、嶋田暁文委員、三小田由勝委員、成清法作委員、 荻島清委員、乗冨舁委員、藤木利美子委員、野上和孝委員
	事務局	幹事：建設部長　松永泰治・都市計画課長　高須亨 　　　都市計画係長　梅崎慎司 その他：都市計画係　田中英理子、彌永祐之、竹田敬一郎
議　　　案		議案１号　筑後中央広域都市計画ごみ焼却場の決定 〔変更〕（柳川市決定）について
そ　の　他		・（報告）柳川市地域公共交通網形成計画について
審議の経過		別紙議事録のとおり
審議の結果		第１号議案　原案どおりとする。

議事録

事務局：皆さま方におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第１１回柳川市都市計画審議会を開催させていただきます。私は柳川市役所建設部都市計画課長の高須と申します。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、次第にそって始めさせていただきます。まず、はじめに金子健次市長よりごあいさつ申し上げます。

【市長挨拶】

事務局：ここで、市長は公務の関係により退席させていただきます。ご了承頂きたいと思います。

続きまして、今回は、各団体の役員改選等によりまして、２名の審議委員の変更がありますので、ご紹介させていただきます。柳川市農業委員会会長の三小田由勝様です。次に、福岡県都市計画課課長の野上和孝様です。よろしくお願いします。

また、平成３０年度になりまして、事務局の体制が変わりましたので、これより自己紹介をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【事務局紹介】

続きまして、議事録署名人の指名に移らせていただきます。本審議会は、柳川市情報公開条例に基づきまして、議事録を作成し、市のホームページ等で公開することになっています。議事録作成上、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いします。後日、この議事録に間違いがないかどうかの確認を行っていただくということで、本日の会議の議事録署名人を指名したいと思います。成清委員と荻島委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【了承】

事務局：どうもありがとうございます。またこの審議会は公開しております。ただし、本日は傍聴者がいらっしゃらないため説明については省略させていただきます。なお、本日は委員１２名中８名の委員にご出席を頂いておりますので、柳川市都市計画審議会条例第６条第２項にあります、全委員の２分の１以上の出席人数に達していることをご報告いたします。続きまして、配布資

料の確認をさせていただきます。

【資料説明】

事務局：それでは、これからの進行につきましては、吉武会長へお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします

吉武会長：それでは、本日は議案が１つですから、是非いろいろなご意見があれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。議案１号筑後中央広域都市計画ごみ焼却場の決定については、市決定となっていますので、市の都市計画審議会で審議をして都市計画決定を行うと言うことになっております。議案第１号について事務局より説明をお願いします。

事務局：資料２より説明をさせていただきます。

【以下資料２に添って説明】

吉武会長：ありがとうございます。むつごろうランドと言うのはどういう施設ですか。

事務局：農業体験施設となっております。

吉武会長：わかりました。ご意見ご質問を受けたいと思います。

嶋田委員：施設の考え方で、規模の根拠について教えていただければと思います。平成３３年度の稼動時の予測をベースにして計算されているのですが、柳川市人口ビジョンを見ますと、人口が７万台から２０４０年では（推計）４万９千、人口ビジョン（将来展望）では５万３千くらいになるという計算です。この施設の稼動期間と人口減少への対応をどう考えているのか。もちろん、当面、処理しきれない量を処理することはあってはならないので、若干大きめに作っていくのは当然のことだと思うが、人口が減少していくという中で、施設規模９２トン／日をどう考えていくのか。

事務局：ごみ処理につきましては、両市のごみ処理基本計画が基本となっております。両市とも人口が目減りの傾向にある地域ですので、この計画においても、人口予測を立てながらごみの排出量を積算しております。結果的には平成３３年度をピークとして、ごみの処理量もだんだんと落ちていくという計画となっております。平成３３年度をピークとして、そこをカバーで

きれば、あとは少しずつ、若干余力ができていくというようなイメージを持っていただければ施設規模としては適切であると判断しております。

嶋田委員：下水道施設では処理能力に対して、人口が減りすぎると非効率が生じる問題があったと思いますが、ごみ処理についてはあまり考えなくていいということですか。

事務局：ごみの量ということで処理については問題と思います。今回の施設は２炉構成ということで、極端に人口が半分になれば、半分の稼動という運転計画も立てることも可能です。また委員がおっしゃるとおり、ごみ処理量が減れば、非効率な焼却の形態が否めないところでありますが、半分の稼動にするなど実状に合わせた運転計画、焼却施設の閉鎖やより効率の良い運転を今後検討していかなければならないと考えております。問題なく処理できると今の段階では申しあげることができると思います。

吉武会長：炉の規模に比べて、ごみが少ないと温度が下がって、環境問題やいろんな問題になるので、温度はキープですよね。それは２炉あるので、片方閉めたりとか、ちょっと休みの日を増やして、燃やしている時はしっかり燃やすという形をとれば対応はできると言うご説明ですよね。

その他、いかがでしょうか。

野上委員：災害廃棄物について。処理期間を３６５日を２で割って、係数を５０パーセントをかけるというのは、一般的にこういう出し方をするのでしょうか。それと、稼動年が３０年という話しがありましたけれども、炉のようなものは一般的に２０年程度という気がしますが、３０年設定でよろしいでしょうか。それと、今回処理規模から８１．３に１０．２を足して、約９２と計算していますけれども、一般的にストーカ炉は細かく１トンレベルで施設規模が設計できるということですか。通常、5トン刻みとか、そういったところをよく聞くのですが、そういったところで設定できると言うことでよろしいでしょうか。

事務局：まず１点目でございます。災害の５０パーセントの算出根拠ですが、処理規模の算入につきましては、別途第三者機関であります施設整備について検討する委員会、学識経験者のごみの専門の先生を交えて、検討いただいております。災害廃棄物を１００パーセント処理規模に盛り込みますと、毎年災害が発生するわけではありませんので、施設が過大となってしまい

ます。過去の実績として、九州北部豪雨の災害のときの両市の水害による廃棄物は、３，７００トン発生しております。処理は腐敗等もありますので、なるべく短期間で処理しなければいけませんが、今の現有施設では、両市ともに全く処理ができませんでした。今回の新たな施設では、１００パーセントまではいきませんが、自前でもある程度処理できる施設ということで、災害のゴミが半年で半分程度の処理できるならば、施設規模として適当であると判断しています。また各自治体、ごみ焼却場を持っていますので、前回も約３，７００トンの災害廃棄物を福岡市で焼却してもらった実績もあります。この算出根拠が一般的かと言われますと、私どもの独自の判断ですので、他自治体では違う判断をされて、施設規模に盛り込まれているという状況もあるかもしれません。今回の算出根拠は、柳川市、みやま市の地域性を加味して、１０トン程度を災害廃棄物の対象物ということで規模に盛り込んでいるということです。

次に２点目でございます。３０年ということで、通常、ストーカ炉は２０年が適当ではないかというご意見だったかと思います。３０年と申しますのは、（今回のごみ焼却場は）３３年度の稼動を予定しておりますが、３３年度の稼動の時点で、柳川市のクリーンセンターにつきましては概ね３０年の稼動になってまいります。現在、柳川市につきましては、毎年、定期補修、炉の補修等を行い、処理能力は落ちてきていますが、安全な稼動は担保できているということで、新設の炉については同じように３０年間使っていこうと計画を立てており、３０年間というのは妥当であると判断させていただいているところです。

次に３点目ですけれども、処理規模の算定で、５トン単位が通常ではないかというご指摘であったと思いますが、現在、ごみ焼却の建設におきましては、１トン単位の設定がどこの自治体でも行われていますので、問題なく、処理規模については設定できているというところで確認をとっているところでございます。

吉武会長：委員、よろしいでしょうか。

野上委員：はい。

吉武会長：関連ですが、プラス１０トンの施設規模というのが災害用。この前の北部豪雨の量を基に算定されている。しょっちゅうあっても困るものですが、逆に言うと、普段より少し容量が大きめで、ごみ量が容量に比べてちょっと小さめのような形になる。それは炉の調整でいくかもしれません

が。逆に、よその災害をこっち側で少し処理するということはお考えなのか。

事務局：会長がおっしゃられるように、平成２４年の災害における廃棄物の処理を他の自治体にお願いしたという事例もございます。今回新しい施設では、他で発生した災害についてもできる限り、受け入れて行こうという計画を盛り込んでいます。朝倉の災害のときも福岡県が中心となって、余力がある団体は受け入れをお願いしますというお声がかかっておりました。ただ、現有施設ではなかなか余力がなくて、そういった受け入れ体制ができなかったのですが、今回新しく建てるごみ焼却施設につきましては近隣周辺の災害の発生の可燃ごみの受け入れについては計画には盛り込んで、今整理を進めているところでございます。

嶋田委員：ちょっと細かいことで恐縮ですが、先ほど、３６５を２で割って、係数をかけるというのは独自でやって、それは大いに結構ですが。ちょっと気になったのが、通常、こういったものを建てるとき、補助金等を当然投入していく。そのときは補助金の基準等があって、そこを上乗せしていくときは単費で上乗せしていくという形になろうかと思います。或いは交付税の算定等においても、補助金と連動する形で基準があって、その中でやっていくのはいいのですが、独自設定するときに手出しというのは結構出るのかどうか、そのところでちょっと確認を。

事務局：国の交付金の基準になるかというご質問だろうと思います。現在、国のほうで進めておりますのが、災害に強い施設づくりということで、災害に対応した部分をどこまで見てもらえるのかというのは、今から実施設計等に入りますので、その段階での判断になるだろうかと思います。災害の部分をある程度見てもらえると私どもは考えておりますので、これから国にお願いしていきたいという風に考えておりますので、今の時点で、ここの分が該当するかしないかというのは正確に申し上げることはできません。

吉武会長：今日の都計審の議題としては、この土地を焼却場として使うという、土地の使い方なので、施設の具体的設計とか規模についてはこれからもまた微調整があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

吉武会長：その他いかがでしょうか。

野上委員：都市計画決定の判断（その他）のところに、防災関連というのがありまして、浸水想定区域に浸水１．０～２．０メートル未満ということが書いてありますが、最近、確か浸水想定区域の考え方が変わって、雨の降り方で検討するということでやられていると思うのですが、そういったものを加味した上で新しい考え方でやってもここは影響なくてこの程度だということなのかということが一つ。あと、図面見ていると、横に下水処理場があるようなのですが、下水処理場との間で、例えば処理水の融通とか、ごみ焼却場で出るエネルギーを逆に下水処理場に持っていくとか、そういったことも考えられているのでしょうか。その二点お願いします。

事務局：浸水想定区域は１メートル～２メートル、現在は若干見直しをされているのではないかというご指摘だと思います。整備計画を立てている時点が２７年３月で、災害関係の部分を整備させていただいているところです。はっきり申し上げまして、現段階での浸水というか、被害の想定というのは、そこまで加味したところでの整備計画となっておりませんので、そこの整理は再度確認を取らせていただきたいというところで考えております。ただ、策定の適地選定、整備計画を確定するにおきましては、浸水想定２メートルという条件をもとに整備計画を立てているのが現状でございます。隣接した下水道処理場との連携ということで、今の計画では、ごみ焼却場から排出します処理水につきましては、下水道に放流するという計画は盛り込んでいるところでございます。新設につきましては、発電の計画があります。ただ、それは今のところ、余剰電力という形ではなくて、施設の自前の部分の電気を賄うとしています。その上で、余剰電力が生まれれば、売電をするというところで考えております。隣の施設への直接的な電気の送電については計画していませんが、下水道処理場に排水を流すということで、近隣周辺の水路には全く影響はないということで、周辺の環境に配慮したと整理をしているところです。

吉武会長：よろしいでしょうか。
　浸水の高さについては、今から書き換えがあった場合は、ここで都市計画決定をして、ここの適地選定は終わっているので、むしろここで浸水対策をやっていくっていう形が想定される進め方なのですかね。

事務局：はい。

吉武会長：そうすると、金額が変わってくるかもしれませんが。

事務局：１メートル、２メートルの浸水対策ということで検討しておりますが、新ごみ焼却施設の整備計画の中では、２階にメインの装置を置くと。それ以上の浸水対策は検討しておりますので、ただ、東北の大津波みたいな部分の想定がなされたとしましても、１０何メートルだとか、そういった浸水対策というのは、そこまで求めて施設整備を行うかというところには、違う要件というか、どこまで安全を求めるかということで、別の議論が必要になってくるのではないかと考えているところです。

吉武会長：いかがでしょうか。

嶋田委員：確認ですけど、今おっしゃったように、２メートル以上だとしてもそこは対策すればいいと、それはそう思いますけれども、ただ法律上、浸水想定区域に重なったため、（基準）以下でなければ、設置できないという基準自体をクリアしなければそもそも建ててはいけないのかなと思ったりしますが、それは大丈夫ですかね。

事務局：その縛りについてはないというところで整理をさせていただいているところです。

吉武会長：他いかがでしょうか。

　わたしの方から。今の話しで、高さを上げるから大丈夫ということでしたが、接道する道路は浸かりませんか。

事務局：確かに、会長のおっしゃるとおり、接道した道路についても２メートルは確実に浸かるかと思います。そういった場合は、通常、ごみ収集というのは家の前に置いたものを回収してまいります。回収する時点で、もう回収できないという物理的なところもあり得まして、施設さえ浸からなければ、道が復旧した場合にすぐ受け入れ態勢が整えれば十分ごみ焼却場として機能を果たせるという整理をさせていただいているところでございます。柳川市の立地は平野でございます。そこまで１００パーセントカバーするとしますと、お金をかければ、それに対応するような施設整備は可能かと思いますけれども、費用対効果を見れば、ある程度の施設整備でしかできないのかなというところで判断をさせていただいているところでご

ざいます。

吉武会長：現実的な選択だと思います。もう一点は、上のほうにある今のセンターのところを、今の都市計画決定ではそこも焼却処理施設としてありますが、そこは今後どうされるか。今日の議案ではありませんが。そこは今からどうされるのか。

事務局：現在のところは、現稼動しておりますクリーンセンターの跡地の活用については、今後検討を、その後にしていくという形になると思いますので、現段階では方向性は決まってはおりません。

吉武会長：よその町だと、炉というのは寿命が必ずあるから、いつか、柳川市でいうと、３０年したら崩さないといけない。２０数年したらどこかに作らないといけない。そうすると、つくる場所と稼動する場所２つ持っていなければならない。伊勢神宮のように、こっち作って、こっち壊して、こっち作って、こっち壊してとやればいいという町もあるので、そういう使い方もあるかもしれないということも含めて、また或いは、今度、新設のところの中でそういった融通が利くのか、他の町ではやっているよっていうことでお含みおきいただければと思います。

　それから、先ほど発電の話しは、前回の説明のときも何か環境に配慮したやり方はないですかというご意見もちょっとここでもいただいたような記憶があります。いろいろと環境に配慮した公共施設になっているとか、発電だけではなく、いろんなやり方もあると思うので、そのあたりも具体的になるといいですね。これから検討されることもあってもいいかなと思います。

　その他、以上よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

【意見なし】

吉武会長：いろいろとご意見、ご質問等をいただきましたけれども、今日の議題につきましては、特段反対というご意見はなかったかと思います。それから、今、必要であればただしという条件をつけるということも可能ですが、それについても特段ご意見はなかったかと思いますので、審議会としましては、特段に問題になると言うことはありませんので、答申としましては、原案どおりということで取りまとめてよろしいでしょうか。

【了承】

吉武会長：ありがとうございます。提案どおりとさせていただきたいと思います。
これで、議案１号については終わらせていただきます。

【議案終了】